

## 岩美町立小中学校学習用通信機器貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ICTを活用した家庭学習を促進するに当たり、岩美町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に在籍又は就学を予定する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、学習用通信機器を貸出す際の必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「学習用通信機器」とは、岩美町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が貸出用に所有しているモバイルWi-Fiルーターをいう。

### (貸出物品)

第3条 貸出を行う物品（以下「貸出物品」という。）は、学習用通信機器及びその付属品とする。

2 貸出物品の台数は、1世帯につき1台とする。

### (貸出対象者)

第4条 貸出物品の貸出を受けられる者は、学校に在籍または申請日から3ヶ月以内に就学を予定し、家庭にWi-Fiを利用したインターネット接続環境のない児童生徒の保護者とする。

### (事務)

第5条 教育委員会は、児童生徒の在籍する学校を通じて、貸出物品を貸し出すこととし、児童生徒への貸出に関する事務を行うものとする。

2 教育委員会は、学習用通信機器借受申請書（様式第1号）の提出があった場合は、学習用通信機器貸出契約書（様式第2号。以下「契約書」という。）により貸出物品を借り受ける児童生徒の保護者（以下「借受者」という。）と契約を締結する。

3 契約締結後に、教育委員会は貸出物品を借受者に貸出する。

### (貸出期間)

第6条 貸出物品の貸出期間は、契約書で定めた期間とする。

2 貸出期間終了日は、原則、当該年度末までとする。

3 借受者は、次年度において引き続き貸出を希望する場合は、当該年度の3月末までに、教育委員会に学習用通信機器継続貸出届（様式第3号）を提出することで、貸出期間終了日を次年度末ま

で更新することができるものとする。

- 4 教育委員会は、借受者及び貸出物品を使用する児童生徒（以下「使用者」という。）が契約書で定める利用条件に違反した場合又は教育委員会が必要と認める場合は、第1項の規定に関わらず、学習用通信機器返却命令通知書（様式第4号）により、借受者に返却期限を定めて貸出物品の返却を命じることができるものとする。

（費用負担）

第7条 貸出物品は、無償で貸出すものとする。

- 2 貸出物品の通信に係る経費及び充電に係る経費は、借受者の負担とする。

（管理）

第8条 教育委員会は、貸出状況を明らかにするために、学習用通信機器貸出台帳（様式第5号）を備え、貸出物品を管理しなければならない。

（貸出物品の取扱い）

第9条 借受者及び使用者は、貸出物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 借受者及び使用者は、貸出物品の使用に当たっては、次の各号に掲げる行為を遵守すること。

- （1）貸出物品を、家庭学習以外の目的で使用しないこと。
- （2）貸出物品の使用に係るID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
- （3）貸出物品を、他者に使用させ、又は転貸しないこと。
- （4）貸出物品を、売却、廃棄、又は故意に破損しないこと。
- （5）貸出物品を利用して、他者に対し損害や悪影響を与えないこと。
- （6）各学校が別に定める規程等に反する行為を行わないこと。

- 3 借受者及び使用者は、教育委員会から貸出物品の使用及び管理に関し、別途指示があった場合は、その指示に従うこと。

（破損又は紛失の届出）

第10条 借受者は、貸出物品を破損したとき又は貸出物品を紛失したときは、直ちに学習用通信機器破損・紛失届（様式第6号）を学校を通じて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、借受者及び使用者の故意又は重過失に当

たと教育委員会が判断した場合、学習用通信機器の修繕等に係る実費は借受者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 借受者は、貸出物品の目的外使用により、教育委員会に損害を与えたとき又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

2 借受者は、貸出物品の目的外使用により、借受者に発生した損害等について、その責任を負う。

(貸出物品の返却)

第12条 借受者は、第6条に規定する貸出期間終了日までに、貸出物品を返却しなければならない。

2 借受者は、第4条に定める貸出対象者の要件を満たさなくなった場合は、貸出物品を速やかに返却しなければならない。

3 借受者は、貸出物品を返却する際に、学習用通信機器返却届(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

4 借受者は、学習用通信機器の使用差し止め及び返却を命じられた場合は、教育委員会が別途定める日までに貸出物品を返却しなければならない。

5 借受者が、貸出物品の返却ができない場合は、実費を教育委員会が定めた期日以内に支払うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。